

○学校法人親和学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成23年6月24日

制定

最新改正 令和7年5月23日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬、手当、退任慰労金、委員会等出席手当及び交通費について必要な事項を定めるものとする。

第2章 報酬、手当

(報酬)

第2条 常勤の役員の報酬額は、次のとおりとし、第1号から第4号については理事会で決定する。

- (1) 理事長 年額 1,500万円以内
- (2) 副理事長 年額 1,200万円以内
- (3) 常務理事 年額 1,200万円以内
- (4) 学園長 年額 1,200万円以内
- (5) その他の理事 無し

2 非常勤の役員の報酬額は、次のとおりとし、第1号から第4号については理事会で決定する。

- (1) 理事長 年額 720万円以内（学長、校長等の兼職者も同じ。）
- (2) 副理事長 年額 600万円以内
- (3) 常務理事 年額 600万円以内
- (4) 学園長 年額 600万円以内
- (5) 非常勤理事（学外） 月額 1万5,000円
- (6) 非常勤理事（学内） 無し
- (7) 監事 月額 1万5,000円

ただし、監査実施日には、監査実施手当として1日につき2万円を支給する。

3 第1項及び第2項の2つ以上の職を兼ねる場合の報酬額は、いずれか多い方の額を支給する。

4 評議員の報酬額は、次のとおりとする。

評議員の報酬は、評議員会に出席した場合に支給するものとし、その額は次のとおりとする。

学外評議員 日額1万円

学内評議員 無し

(手当)

第3条 常勤の役員には、報酬のほか、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、専任教職員の例による。

(支給方法)

第4条 役員の報酬及び手当の支給方法については、専任教職員の例による。

第3章 退任慰労金

(退任慰労金の支給)

第5条 役員の退任慰労金は、役員が退任したときにその者に支給する。ただし、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。

2 評議員の退任慰労金は、学外評議員（専任教職員の身分のない者）に支給する。

(支給基準)

第6条 常勤の役員の退任慰労金の額は、常勤の理事長にあつては80万円、常勤の副理事長、常務理事及び学園長にあつては60万円を基準額とし、在任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、現に本学園の専任教職員の身分を有する常勤の役員は、退任慰労金を支給しない。

(1) 1年以上3年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 4年以上の期間については、1年につき100分の150

2 非常勤の役員（専任教職員の身分にある者を除く。）の退任慰労金の額は、基準報酬額を5万円とし、在任期間を前項第1号、第2号の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

3 当分の間、前2項で計算した退任慰労金の額の1割を減じた額を支給することとする。

4 評議員の退任慰労金の額は、第2項及び第3項の支給基準によって得た金額の2分の1とする。

(退任慰労金の最高限度額)

第7条 前条第1項の規定により計算した退任慰労金の額が、役員の退任の日における基準額に60を乗じた額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その60を乗じた額をその者の退任慰労金とする。

(退任慰労金の加給)

第8条 特別の事情がある者については、理事会の議を経て第6条の退任慰労金の額の100分の30を限度として加給することができる。

(在任期間の計算)

第9条 在任期間の計算は、就任から退任までの年数とし、在任1年未満の端数月は、1年として計算しない。ただし、理事就任期間の満了による退任の場合、暦日の関係上1年に満たない端数日があるときは、1年として計算する。

第10条 削除

第4章 委員会等出席手当及び交通費

(委員会等出席手当)

第11条 親和学園賞罰委員会又はその他の委員会委員の任により委員会に出席した非常勤役員（学外）に、出席手当を1日につき1万5,000円を支給する。

(交通費)

第12条 理事会、評議員会、親和学園賞罰委員会又はその他の委員会に出席する役員及び評議員に交通費の実費を支給する。

第5章 その他

(名誉理事長)

第13条 名誉理事長については、前章の規定を準用する。

(出張旅費)

第14条 役員が出張する場合は、理事長がその出張命令を行い、当該役員に対して旅費を支給する。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

旅費の区分	旅費額
鉄道賃	旅客運賃 特別急行料金
船賃	特等料金
航空賃	実費
車賃	実費

3 日当及び宿泊料は、学校法人親和学園旅費規程（平成14年3月22日制定）第15条及び第16条を準用する。

附 則

- 1 役員の報酬については、1任期（3年）を経過する毎に見直しするものとする。
- 2 この規程に定めのない事項が生じた場合は、役員報酬審議会の審議による答申をもとに、理事会の議を経て決定する。
- 3 この規程は、平成23年6月24日から施行する。
- 4 この規程の施行の日をもって、学校法人親和学園役員の報酬、手当、退任慰労金並びに評議員会等出席手当及び交通費に関する規程（平成4年5月25日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日をもって、役員報酬審議会規程（平成4年3月9日制定）及び学校法人親和学園評議員の評議員会等出席手当及び交通費並びに退任慰労金に関する規程（平成4年5月25日制定）は廃止する。
- 3 第2条第1項（常勤役員の報酬）及び第6条第1項（常勤役員の退任慰労金）については、令和7

年3月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

- 4 平成23年6月24日施行の附則第2項の規定に関わらず、この規程に定めのない事項が生じた場合は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

○学校法人親和学園旅費規程（抜粋）

平成14年3月22日
制定

(日当)

第15条 日当は、当該出張において必要とする昼食及び諸雑費に充てるものとし、1日当たり、別表第1に定める額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、親和学園の大学と高・中及び法人事務局間の出張及び本来学内で実施する行事を学外で実施する場合の出張については、日当を支給しない。

3 事務職員の公用外出については、交通費実費を支給し、日当は支給しない。

(宿泊料)

第16条 宿泊料は、出張中の宿泊、夕食及び朝食並びにこれらに伴う諸雑費に充てるものとし、出張中の夜数に応じて支給する。

別表第1（第7条、第15条関係） 国内出張旅費

		支給額	備考
鉄道 賃	運賃	普通運賃	
	特急料金・急行料金	片道100キロメートルを 超える場合、その料金	起点は勤務地又は自宅の最寄駅とし、 訪問先の最寄駅までとする。
船賃		特2等を限度とした額	
航空賃		エコノミー料金額	
車賃		実費	
日当	遠距離出張又は宿泊を伴う 出張	3,000円	
宿泊料		12,000円	

※遠距離出張とは、勤務地又は自宅から直線距離で100キロメートル超の地域とする。

参考（鈴蘭台—大津94.1 鈴蘭台—上郡98.1）